

令和3年8月20日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における保育所等の対応について（依頼）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされましたが、保育所等（※1）の対応については、国や神奈川県の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所とし、引き続き、保育所等をご利用いただけます。

一方、市内でも新規感染者が増え続けていることや、8月に緊急事態宣言が出された後も園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、ご家庭での保育が可能な場合に保育園をお休みしていただくよう引き続きお願いいたします。また、改めてのお願いになりますが、特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等には保育所等をお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

なお、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）までの間、登園しなかった日数に応じて利用料（保育料）を還付する対応といたします。利用料（0～2歳児の保育料）及び給食費（3～5歳児）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしくお願いたします。

※1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 保育所等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、保育園をお休みしたり、延長保育の利用を控えていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間での保育所等のご利用を改めてお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には保育所等をお休みする
- ・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【在園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

裏面あり

2 利用料（保育料）について【0～2歳児】（横浜保育室・年度限定保育事業除く（※2））

令和3年8月20日～9月12日（緊急事態宣言期間終了まで）の間、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。

登園状況については本市が利用施設に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

8月分の利用料変更通知等は11月～12月頃にお送りする予定です。実際の還付時期については利用施設によって異なります。詳細は利用料変更通知とともにお知らせいたします。

9月分については、時期は異なりますが、同様の手続きで還付を行います。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業の日割り計算や還付方法については別途通知いたします。

3 給食費について

3～5歳児で登園しなかった期間の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に御確認ください。

実際にかかった費用が、園が保護者の皆様から徴収した金額と比較し大きく下回る場合には、差額の返還や他の実費への充当等を行う場合があります。

ただし、食材の発注のタイミングや登園しなかった日数によっては、返還ができない場合があります。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記2をご覧ください）

<問い合わせ先>

保育・教育運営課	TEL：671-3564
【保育所等の利用について】	FAX：664-5479
【横浜保育室の利用料について】	
保育・教育認定課	TEL：671-0255
【認可保育所、地域型保育事業の利用料について】	FAX：550-3942
保育対策課	TEL：671-4469
【年度限定保育事業について】	FAX：550-3606

令和3年8月20日

雇用主の皆様へ

横浜市こども青少年局長 吉川 直友

緊急事態宣言中の保育所等の対応について（依頼）

令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされましたが、保育所等の対応については、国や神奈川県の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所いたします。

一方で、新型コロナウイルスの感染が急拡大している中で、市内でも新規感染者が急増しており、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増傾向にあるため、これまで以上の感染防止対策が必要な状況です。

これを踏まえ、本市では、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）まで、ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育所等をお休みしていただくことをお願いいたしました。

保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合に保育所をお休みいただき、必要最小限での利用をお願いしています。

また、子どもに、発熱に限らず、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられる場合には、保育園をお休みするよう、保護者に改めてお願いしており、保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段の御配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のに向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等に通うお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564